

(設置)

第1条 九州大学に、九州大学の情報公開に関する事及び個人情報保護に関する事（情報政策委員会の審議事項を除く。）について調査審議又は企画するため、情報公開・個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 法人文書・個人情報の開示基準の策定に関する事。
- (2) 法人文書の開示決定等並びに個人情報の開示、訂正及び利用停止決定等のうち、次条第5項に定める委員長（以下次号において「委員長」という。）が重要と認めるものに関する事。
- (3) 法人文書の開示決定等並びに個人情報の開示、訂正及び利用停止決定等に係る審査請求に対する決定のうち、委員長が重要と認めるものに関する事。
- (4) 行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする事業者から、当該事業に関する提案があった場合の当該提案に係る審査に関する事。
- (5) 法人文書・個人情報の管理の基本方針に関する事。
- (6) その他情報公開及び個人情報保護に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事、副学長及び副理事のうちから総長が指名する者
- (2) 情報公開又は個人情報保護に関して専門的知識を有する九州大学の教員及び学外者のうちから総長が指名する者
- (3) 事務局長及び事務局の各部長
- (4) その他総長が必要と認めた者

2 前項第2号及び第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

4 委員は、総長が任命する。

5 委員会に委員長を置き、第1項第1号の委員のうちから総長が指名する者をもって充てる。

6 委員長は、委員会を主宰する。

7 委員会に副委員長を置き、委員のうちから委員長が指名する。

8 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第4条 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員会の委員以外の者の出席)

第5条 委員長が必要であると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(専門委員会等)

第6条 委員会に、特定の事項を調査・検討させるため、必要に応じて専門委員会等を置くことができる。

(部局情報公開・個人情報保護委員会)

第7条 各学府、各研究院、各学部、基幹教育院、各附置研究所、カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所、病院、附属図書館、各学内共同教育研究センター、各先導的研究センター、情報基盤研究開発センター及び伊都診療所（以下「部局等」という。）に、次に掲げる事項を行うため、部局情報公開・個人情報保護委員会を置くものとする。

- (1) 部局等が保有する法人文書の開示決定等に関すること。
- (2) 部局等が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定に関すること。
- (3) 部局等が保有する法人文書の開示決定等に係る異議申立てに対する決定に関すること。
- (4) 部局等が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定に係る異議申立てに対する決定に関すること。
- (5) 部局等が保有する法人文書・個人情報の管理に関すること。
- (6) その他部局等における情報公開及び個人情報保護に関すること。

2 部局情報公開・個人情報保護委員会の組織及び運営等については、当該部局等の長が、別に定める。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、総務部総務課において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

附 則

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の際現に九州大学情報公開委員会規則（平成16年度九大規則第22号。以下「旧規則」という）の規定に基づき、情報公開実施委員会の委員に任命されている者は、この規程の相当規定に基づき情報公開・個人情報保護委員会の委員に任命されたものとみなし、任期の定めのある委員の任期については、旧規則による当該委員会の委員として在任した期間を控除した期間とする。

附 則（平成17年度九大規程第75号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大規程第15号）

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大規程第82号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年度九大規程第95号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大規程第30号）

この規程は、平成22年8月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大規程第74号）

この規程は、平成22年11月1日から施行し、改正後の九州大学情報公開・個人情報保護委員会規程の規定は、平成22年10月1日から適用する。

附 則（平成22年度九大規程第123号）

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 この規程施行後最初に任命される第3条第1項第7号の委員の任期は、同条第2項本文の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

附 則（平成23年度九大規程第42号）

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大規程第79号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大規程第25号）
この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大規程第92号）
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大規程第11号）
この規程は、平成29年5月30日から施行する。

附 則（平成29年度九大規程第62号）
この規程は、平成30年2月1日から施行する。

附 則（平成30年度九大規程第90号）
この規程は、平成31年2月1日から施行する。

附 則（令和3年度九大規程第131号）
この規程は、令和4年4月1日から施行する。